

保 育 課

## 港区保育利用調整基準の一部改正について

保育利用調整基準については、保護者の働き方や世帯の状況に応じ、公平、公正に保育園の入園調整ができるよう、毎年改正しています。

区内保育施設等の申込状況を踏まえ、より適切な入園調整の実施を図るため、令和6年度の保育利用調整基準の一部を改正します。

### 1 改正の内容

#### (1) 基準指数1「就労」、5「介護・看護」、7「就学」について、保護者の状況の確認方法を改正

週により勤務日数等の状況が異なる場合、日数の少ない週の状況で判断しています。この場合、基準指数が低く算定されてしまうことから、就労、介護・看護、就学について、それぞれ「週単位」で状況確認しているものを「月単位」に改正し、就労等の形態が変動する方の基準指数を適切に判断できるようにします。

#### (2) 調整指数11「就労しているが3か月以上の勤務実績が認められない者」について、勤務実績の確認期間の短縮

国の就労証明書の様式変更に伴い、就労実績の証明期間を現行の6か月分から3か月分となるよう就労証明書の様式を変更します。あわせて、就労証明書の作成時点では、最新月の給与が未確定となるケースがあることから、就労状況を判断するための実績を「3か月」から「2か月」に短縮します。

#### (3) 調整指数13「自営で子どもを見ながら就労している世帯」の減算の廃止

現行の基準では、自宅での自営で子どもを見ながら就労している場合は、調整指数により減算（-3）していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを背景に在宅勤務が定着するなど、自宅での勤務は自営業に限定されなくなりました。

働き方が多様化している昨今の状況を踏まえ、自宅での自営業についても、他の就労形態と同じ取り扱いとするため減算を廃止します。

## 2 今後のスケジュール（予定）

令和5年	10月	1日	保育園入園のごあんない（令和6年度版）のホームページ公開
	10月下旬		保育園入園のごあんない（令和6年度版）の配布
	11月	1日	4月入所（一次）申込受付開始
	12月	4日	4月入所（一次）申込締切
令和6年	1月	16日	4月入所（一次）申込（R5.11.16～R6.1.1生）締切
		30日	4月入所（一次）内定発表
			4月入所（二次）申込受付開始
	2月	9日	4月入所（二次）申込締切
	3月	1日	4月入所（二次）内定発表

## 10 港区保育利用調整基準

世帯の合計指数の高い方から入園を内定し、同一指数となった場合は21ページの優先順位をもとに調整します。

<世帯指数の算定方法>

$$\text{父 基準指数} + \text{母 基準指数} + \text{調整指数} = \text{その世帯の合計指数}$$

(注)ひとり親世帯の場合には、父又は母の基準指数に20を加算した後、調整指数を加減算して、その世帯の合計指数とします。

### (1) 基準指数

番号	保護者の状況		基準指数	
	保育が必要な事由	細目		
1	就 労	月20日以上 の就労	1日8時間以上又は月160時間以上の就労を常態としていること	20
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	17
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	14
		月16日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	17
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	14
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	11
		月12日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	14
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	11
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	8
		上記に該当しないが、月48時間以上の就労を常態としていること		
	就 労 内 定	月20日以上 の就労内定	1日8時間以上の就労内定	14
			1日6時間以上8時間未満の就労内定	11
			1日4時間以上6時間未満の就労内定	8
		月16日以上 の就労内定	1日8時間以上の就労内定	11
			1日6時間以上8時間未満の就労内定	8
			1日4時間以上6時間未満の就労内定	5
		月12日以上 の就労内定	1日8時間以上の就労内定	8
			1日6時間以上8時間未満の就労内定	5
			1日4時間以上6時間未満の就労内定	2
		上記に該当しないが、月48時間以上の就労内定		
2	出 産	出産(出産予定月の2か月前(多胎児妊娠の場合は4か月前)から認定期間満了日まで)	12	
3	疾 病	入院(入院予定者を含む)	22	
		居宅内療養	常時病臥、感染性疾患、重度の精神性疾患	20
			常時安静を要する	14
一般療養	11			
4	障 害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級	20	
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	14	
		身体障害者手帳4級	8	

5	介 護・看 護	月20日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	17
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	14
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	11
		月16日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	14
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	11
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	8
		月12日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	11
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	8
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	5
6	求 職	求職活動のため、外出を常態としていること	2	
7	就 学	月20日以上 の就学	1日8時間以上の就学	17
			1日6時間以上8時間未満の就学	14
			1日4時間以上6時間未満の就学	11
		月16日以上 の就学	1日8時間以上の就学	14
			1日6時間以上8時間未満の就学	11
			1日4時間以上6時間未満の就学	8
	就 学 内 定	月20日以上 の就学内定	1日8時間以上の就学内定	11
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	8
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	5
		月16日以上 の就学内定	1日8時間以上の就学内定	8
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	5
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	2
8	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	20	
9	その他	前各号に掲げるもののほか、児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合等、明らかに保育が必要と認められる場合	2～22	

#### ※注意事項

- ① 基準指数は、保護者の保育が必要な事由により決定します。
- ② 保育が必要な事由は1つしか認定することができません。基準指数や認定期間、在園できる期間を参考に選択してください。
- ③ 基準指数は、常態としている日数や時間で判断します。
- ④ 保護者が保育をできない時間で判断するため、就労時間は休憩時間を含めた時間で判断します。ただし、居宅内就労の場合は実労働時間とし、休憩時間を含みません。
- ⑤ 産前産後休業又は育児休業から復職予定で申請の場合、保育が必要な事由は就労となります。
- ⑥ 産前産後休業、育児休業取得前と復職後の勤務日数、時間に変更が無い場合は休業取得前の勤務時間で判断します。
- ⑦ 入園後に勤務日数、勤務時間を増やす場合、増やす前の勤務状態で基準指数を判断します。
- ⑧ 勤務日数、勤務時間を減らす場合、減らした後の勤務状態で判断します。(やむをえない理由による場合はご相談ください。)ただし、育児短時間勤務制度により1日6時間以上の勤務又は1日2時間までの勤務時間を短縮する場合は、正規の勤務時間で判断します。なお、入園内定後であっても申請時に提出された勤務状況と異なる勤務であった場合は、内定が取消しになる場合があります。

(2) 調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護受給世帯	+8
2	両親が死亡・拘禁・行方不明などの理由で不存在の世帯	+8
3	生計中心者が失業し、就労内定の状態、又は求職のため外出が常態となっている世帯(ひとり親世帯は除く)	+3
4	新規入園申込みのひとり親世帯	+2
5	申込児童又は同居の児童に障害がある場合(新規入園申込児童に限る) ※障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日まで適用します。	+2
6	兄弟姉妹が同時に新規の入園申込みをする世帯、又は兄弟姉妹(卒園・退園予定児を除く)が在籍している認可保育園等に新規の入園申込みをする世帯 ※同時に新規の入園申込みをする場合は、希望園が同じ園に限ります。 ※在籍している兄弟姉妹が転園申込みしている場合、新規に入園申込みをする希望園が、兄弟姉妹の在籍している園又は転園希望園と同じ園の場合のみ、当該園の選考に限り適用します。	+1
7	双子以上の申込みである世帯(新規入園申込児童に限る)	+1
8	内定発表日の属する月以前の3か月以内にひとり親となり、就労内定の状態、又は求職活動をする場合(新規入園申込児童に限る)	+3
9	自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合	+1
10	同一世帯内に保育の必要性の認定を受けていない児童がいる場合 ※同一世帯内に保育園の入園申込みをしていないものの、子育てのための施設等利用給付認定(2号・3号)を受けている児童、入園申込可能月齢に達しない児童、介護・看護の対象児童は除きます。	-1
11	就労しているが2か月以上の勤務実績が認められない者 ※退職した就労先の離職票等を提出し、1か月以内に同程度の勤務条件で就労継続が証明された場合は適用しません。父母それぞれに適用し、結果発表日の属する月の1日で判断します。(4月1次のみ、2月1日時点で判断します) ※直近2か月の就労実績が雇用形態を満たしていない場合は適用となります。	-2
12	勤務実績と収入実績に整合性がない者 ※父母それぞれに適用します。	-3
削 除	自宅での自営で子どもを見ながら就労している世帯 ※子どもを保育しながらの居宅での就労時間と、その他の就労時間(居宅外での就労時間、他の人が保育している間の就労時間など)のうち、前者が多い場合に適用します。	-3
13	自宅又は被介護者の自宅で要介護3~5、身体障害者手帳1~2級若しくは愛の手帳1~2度の親族を介護・看護している世帯 ※「保育が必要な事由」が「介護・看護」の人に適用します。	+3
14	父母ともに大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない世帯	-3
15	父母を除く同居の親族に保育に当たれる人がいる世帯	-3
16	港区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯	-9
17	正当な理由なく保育料等を納期限から3か月以上滞納している世帯(卒園者を含む) ※結果発表日の属する月の1日で判断します。	-20
18	保育施設に保育士又は看護師の有資格者として就労内定(1年以上勤務が決定していること)している者	+6

※新規入園とは・・・認可保育園等に在籍していない児童が認可保育園等に入園すること。

(3) 優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位をもとに調整します。

番号	条 件
1	港区に住民登録をして、現に生活の本拠がある。(やむを得ない理由で住民登録ができない場合は除く)
2	新規入園申込みの世帯
3	ひとり親世帯
4	心身障害者・疾病世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」に該当する場合、または身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、特定医療費(指定難病)受給者証を持っている場合に適用します。申込児童又は同居児童に障害(手帳相当)がある場合も含まれます。ただし、適用されるのは障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日までです。
5	就労世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」が父母ともに「就労」の場合に限り、適用します(就労内定を除く)。
6	就労し、かつ認証保育所等の認可外保育施設に預けている期間が6か月以上ある世帯でその期間の長い世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」が「就労」に該当する場合に適用します。港区内の認可保育園等へ申込みをし、その待機期間が6か月以上必要です。「6か月」は結果発表日の属する月の1日で判断します。(4月1次のみ、2月1日時点で判断します)
7	同居の児童が港区内の認可保育園等に在園している場合
8	育児休業取得により退所した児童が育児休業明けに再入所を申込みする場合 ※退所月から1年以上経過している場合に限り、再入所する児童とその兄弟姉妹に適用します。
9	同居の児童が同時申込みの世帯
10	養育している小学生以下の児童の数が多き世帯
11	保育施設で勤務する保育士若しくは看護師が育児休業から復職する場合、又は保育施設で保育士若しくは看護師として就労することが内定している場合 ※1年以上勤務する場合に限り、適用します。
12	居宅訪問型保育事業から認可保育園等への転園である場合
13	経済的困窮度の高い世帯(保護者の区市町村民税所得割額の合算値の低い世帯)
14	港区に在住している年数が長い世帯 ※保護者のいずれか長い方の期間(市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、一時転出前及び一時移転の期間も居住期間に含まれます。ただし、市街地再開発事業整備後の建物に戻り、申込み時点において港区に住民登録をしている者に限り、適用します。)

※調整指数5番・優先順位4番については、16ページ及び17ページ(5)その他の書類に記載されている提出書類により判断します。

ただし、障害者手帳の交付を受けていない方は、以下の書類の提出により判断します。  
・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級に該当する状態と同等であることが明記された医師の診断書

(手帳の交付を受けていなくても、難病等の理由で障害児福祉手当等を受給している場合は不要です。)

※優先順位4番については、申込書の「家庭状況調査表」に申請者及び配偶者の障害者手帳や特定医療費(指定難病)受給者証の受給状況欄の記載により判断します。記載がなかった場合、対象となる障害者手帳等をお持ちでも優先順位4番は対象外となります。